

広島県告示第八百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
堀越二丁目十三地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市南区						郡市・区
堀越二丁目						町
						大字
						字
七八番一 地先 里道敷	七八番一 地先	五五二番三	五五三番一	八三番一 地先 里道敷	五一九番	地番
標柱八号、九号及び一〇号	標柱六号、七号、一一号及び一二号	標柱五号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号	標柱番号